

貸付事業のご案内

マイホームやお子様の教育資金など日常生活やライフイベントに必要な資金の貸付けを行っています。ぜひ、ご利用ください！

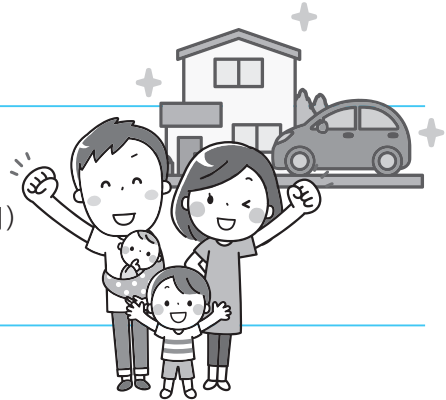


自動車や電化製品等の購入に 普通貸付

年利：**1.26%**（変動金利制・元利均等償還）

組合員が日常生活上必要とするもの。

貸付限度額は、給料月額のみ6ヵ月分まで（最高限度額：200万円）



ライフイベント等の出費に 特別貸付

年利：**1.26%**（変動金利制・元利均等償還）

<入学貸付> 進学時の入学納付金等に…

貸付限度額は、給料月額のみ6ヵ月分まで（最高限度額：200万円）

<修学貸付> 修学による教材や学費等に…

貸付限度額は、1年につき180万円限度

※毎年5月以降の申し込みの場合、その年度の残存する月数に15万円を乗じた額が限度額となります。

<医療貸付> インプラントやレーシック等の費用に…

※保険給付の支給対象外の費用となります。

貸付限度額は、給料月額のみ6ヵ月分まで（最高限度額：100万円）

<結婚貸付> 結婚式の費用に…

貸付限度額は、給料月額のみ6ヵ月分まで（最高限度額：200万円）

<葬祭貸付> 葬祭の費用に…

貸付限度額は、給料月額のみ6ヵ月分まで（最高限度額：200万円）



組合員の住宅の新築・購入・増改築・修繕等の費用に 住宅貸付

年利：**1.26%**（変動金利制・元利均等償還）

貸付限度額は、1,800万円まで（組合員期間により限度額は異なります。）



組合員の住宅等が災害により損害を受けたことによる新築等の費用に 災害住宅貸付

年利：**0.93%**（変動金利制・元利均等償還）

貸付限度額は、1,800万円まで（組合員期間により限度額は異なります。）

《毎月末日が申込締切日で、貸付日(送金日)は申込日の翌月28日です。》

※月々の総返済額（他の金融機関等からの借入も含む。）が給料月額の30%を超える場合、または年間の総返済額（他の金融機関等からの借入も含む。）が年収相当額（給料月額×16月）の30%を超える場合は、申し込みできません。

※給料が支給停止、または差押えとなったときは申し込みできません。

※貸付事故者（破産者・民事再生法による再生債務者等）となったときは申し込みできません。

お問い合わせ先 福利厚生課（厚生係） TEL 029-301-1412